

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 田宮 修

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 ( 06402 )	
地域名 (地域内農業集落名)	東田尻地区 (下町、町中、田尻上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月26日 (1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区の県道と最上川に挟まれた農地については、基盤整備が行われ農業者による耕作が行われているものの、県道以西部は不整形地や狭小地が多く農地を維持していくのが困難になっている。  
なお、水利や担い手に確保、土地改良施設の老朽化などの問題も発生しており、当地区だけでなく蚕桑地区全体的な問題として捉え、他地区との調整を行っていく必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物の水稲については、2つの法人と後継者のいる担い手に意向を確認した上で、集約可能な中心経営田に対し地区を越えた交換分合や効率的な集約化を進めていく。  
畑地作物については、マンパワー不足のため地域内の農業者に限らず、短時間で農作業を行える住民をリストアップし作業を手伝ってもらうことで、地域全体の農地を守っていくと同時に地域コミュニティの創出を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	130.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	130.78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用により担い手への集積を行い、担い手の営農が困難となった場合には地区内の法人へ集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営転換する農家や離農される農家からの農地移動はもちろんのこと、地域が一体となって農地中間管理機構に積極的に貸し付けていく。畑地は除く。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産性の向上や、農地集積・集約化を促進するため、東横田尻地区に隣接している鮎貝・東高玉地区と一緒に効率的な用排水路の環境整備や農地の大区画化とスマート農業に対応した基盤整備事業に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJA、農地中間管理機構と連携し、新規就農者への準備支援や就農に向けた支援体制を強化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用無し。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③農作業の負担軽減や効率化を図るため、スマート農業の導入・活用について検討していく。
- ⑤高収益作物である、枝豆、啓翁桜等の作付けに取り組む。
- ⑦多面的機能支払制度を活用し農地の維持管理活動を継続して行っていく。
- ⑨水不足に対する地域間協力の体制を検討していく。